

「国民保護」を 知っていますか？

～武力攻撃やテロ攻撃などから、
県民の生命・身体・財産を守るために～



このマークは、国民保護措置に係る職務を行う者、車両及び避難所などを識別・保護するために使用する特殊標章です。

国民保護とは？

「国民保護」は、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合に、国・県・市町村等が協力して住民を守るためのしくみです。

武力攻撃や大規模テロが発生した場合に、住民のみなさんを円滑に保護するためには、何かが起こってからその対応を考えたのでは遅く、ふだんから備えを万全にしておくことが大切です。

国は、平成16年に、武力攻撃や大規模テロから国民の生命・身体・財産を守るため、避難や救援等のしくみを定めた「国民保護法」を制定しました。

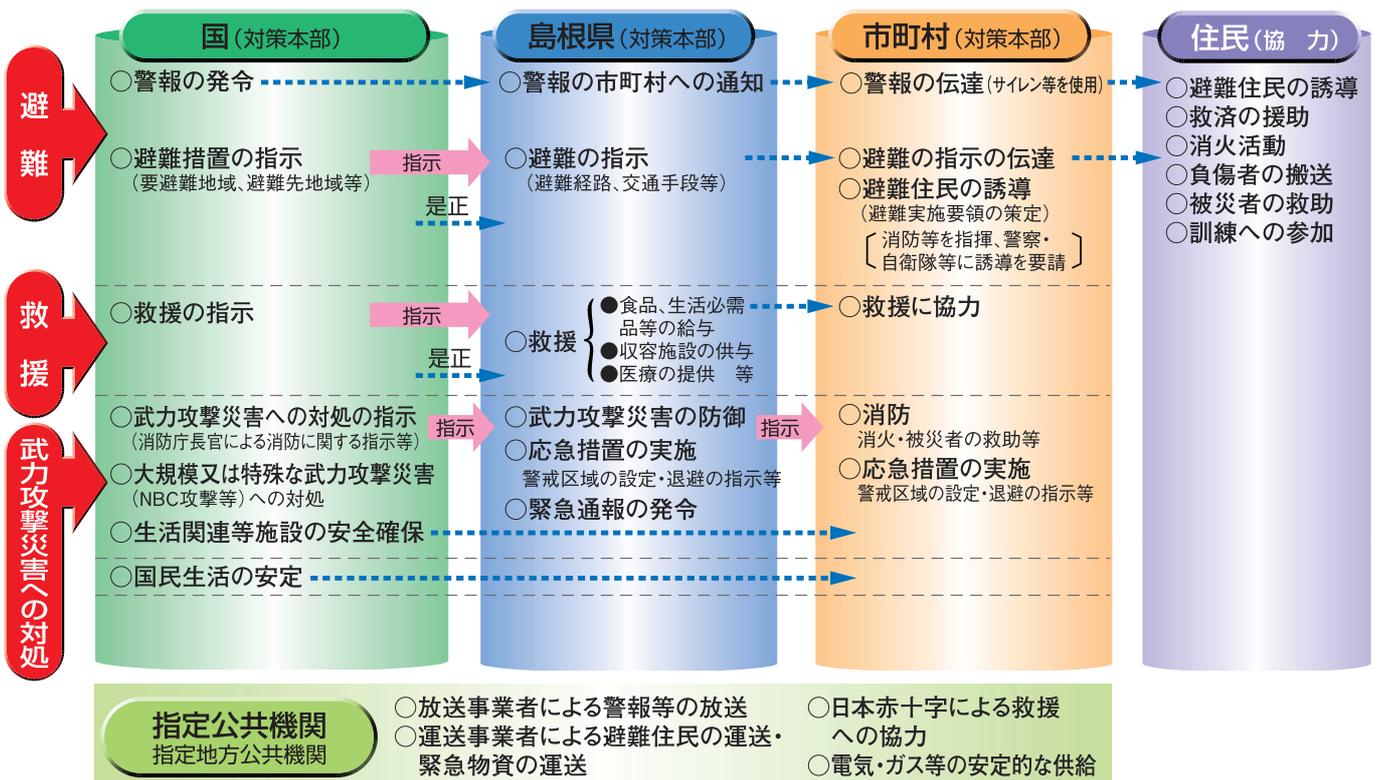
県では、国民保護法に基づいて「島根県国民保護計画」を作成し、有事が発生した場合に、住民のみなさんを円滑に保護できるよう備えています。（各市町村においても、国民保護計画を作成しています。）

国は、こういった最悪の事態を招かないように、最大限の外交努力を行います。

万が一、武力攻撃などが起こっても、備えがあれば安全・安心の度合いは高まります。

国民保護のしくみ

国民保護は、「住民の避難」「避難住民の救援」「武力攻撃に伴う被害の最小化（武力攻撃災害への対処）」という3つの柱に基づいて、国、県、市町村、指定公共機関(1)及び指定地方公共機関(2)など関係機関の役割分担を定めています。



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

- (1)【指定公共機関】国や地方公共団体と協力して、国民の保護のための措置を実施する機関で国が指定。日本赤十字社や日本放送協会（NHK）などの公共的機関や、電力会社・ガス会社などの公益的の事業を営む法人が指定されている。
- (2)【指定地方公共機関】国や地方公共団体と協力して、国民の保護のための措置を実施する機関で都道府県が指定。当該都道府県の区域内で電気、ガス、輸送、通信その他の公益的の事業を営む法人などが指定されている。

武力攻撃事態・緊急対処事態とは？

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

以下の4つの類型が想定されています。

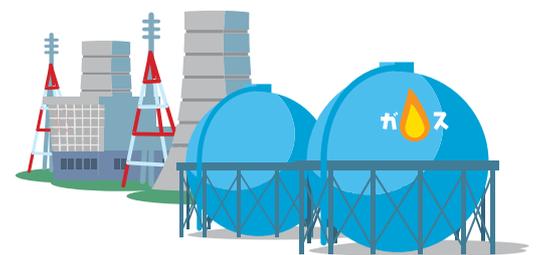


武力攻撃事態が予測されるに至った事態（武力攻撃予測事態）を含みます。

緊急対処事態（大規模テロ）

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

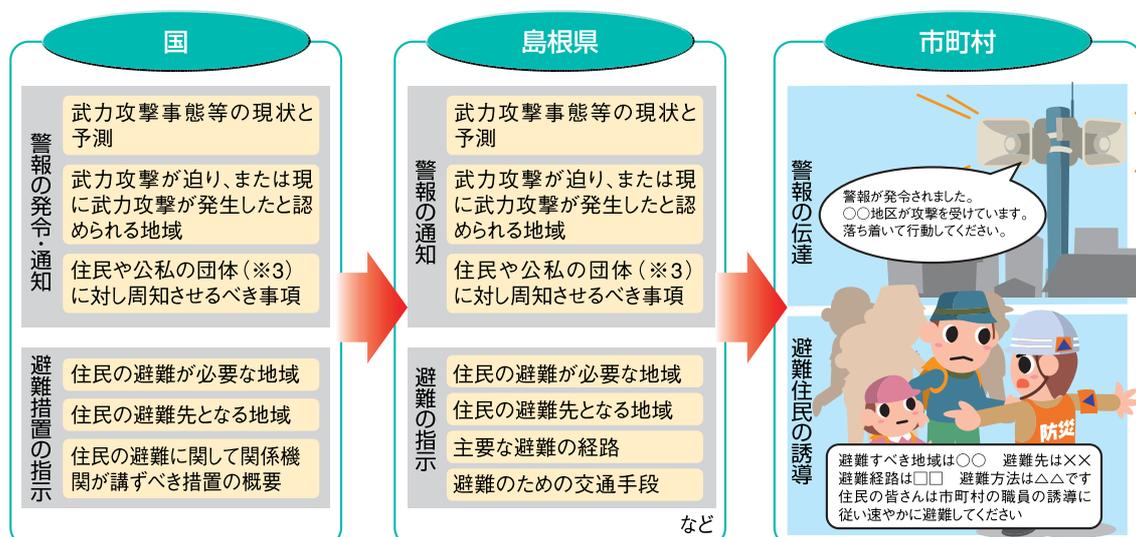
- 1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
[例] 原子力発電施設やダム等の破壊、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破など
- 2 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃
[例] 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破など
- 3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
[例] 放射性物質を混入させた爆弾等の爆発、炭疽菌等生物剤やサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入など
- 4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃
[例] 航空機等による自爆テロなど



避難について

国は、武力攻撃から国民の生命、身体または財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令します。さらに、住民の避難が必要なときは避難措置の指示を行います。

これを受け、県は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、テレビ・ラジオ放送や市町村の防災無線などを通じて、住民のみなさんに情報が伝達されます。



（ 3 ）【公私の団体】消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院、学校など。

警報が発令されたときは...

みなさんの安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫りまたは発生した地域には、市町村から防災無線のサイレンなどを使用して、注意を呼びかけることとしています。そして、テレビ、ラジオなどの放送や消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生している（あるいは発生するおそれがある）のか、みなさんにどのような行動を取ってほしいのか、といった警報の内容を伝えます。

【武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において直ちにとっていただきたい行動の例】



屋外にいる場合

- ・近隣の堅固な建物や地下施設など屋内に避難しましょう。
- ・運転中はできる限り道路外に車を止めてください。やむを得ず道路において避難するときは、道路の左端に車を止め、キーを付けたままにするなど、緊急通行車両の通行のさまたげにならないようにしましょう。

屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉め、ガス・水道・換気扇を止めましょう。
- ・ドア・壁・窓ガラスから離れて座りましょう。

落ち着いて、警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて情報収集に努めましょう。



避難の指示が出されたときは...

避難が必要な場合には、みなさんの安全を守るため、県や市町村から避難の指示を行います。状況に応じた指示の内容（屋内への避難、近隣の避難所への避難、市町村や都道府県の区域を越えた遠方への避難など）に従って、落ち着いて行動しましょう。

【自宅から避難所へ避難する場合の留意点】

元栓をしめ、コンセントを抜いておきましょう。冷蔵庫のコンセントは差したままにしておきましょう。

頑丈で歩きやすい靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品（飲料水、食品、カップめん、缶詰など、軍手、懐中電灯など）を持参しましょう。

運転免許証やパスポートなど、身分を証明できるものを携行しましょう。

家の戸じまりをし、近所の人に声をかけて避難しましょう。

避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い、適切に避難しましょう。



身の回りで急な爆発が起こったときは...

みなさんの身の回りで急な爆発が起こった場合は、警報の発令の有無に関わらず、とっさに姿勢を低くし、速やかに爆発が起こった場所から離れるなど、身の安全を守りましょう。

【火災が発生した場合の留意点】

できるだけ低い姿勢を取り、急いで建物から出ましょう。
口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。



【瓦れきに閉じこめられた場合の留意点】

ライターなどで火を付けないようにしましょう。
配管などを叩いて、自分の居場所を知らせましょう。
粉じんを吸い込まないように口と鼻をハンカチで覆います。大声を出すことは最後の手段としましょう。

救援について

住民の避難が行われた場合や住民が被災した場合は、県、市町村、日本赤十字社などにより必要な救援を行います。

避難所の開設、食品・飲料水・生活必需品の提供、医療の提供など



家族が行方不明になったり、離ればなれになったときは...



行政機関は避難住民や被災者の安否情報を収集し、みなさんからの照会があったときには個人情報保護に配慮しながらお答えします。

安否情報の収集と照会に対する回答のしくみ



武力攻撃災害への対処について

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と地方公共団体が一体となって対処します。島根原子力発電所の安全確保には特に配慮します。

- 生活関連等施設（原子力発電所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。



- 危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。



- 警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。



- 消火、救急及び救助の活動を行います。

武力攻撃災害の兆候を発見したときは...

次のような武力攻撃災害の兆候を発見したときは、直ちに最寄りの市町村役場、消防署、警察署等へ通報をお願いします。

【兆候の一例】

- ・武力攻撃に伴う火災や建造物の倒壊
- ・多数の人が集まる場所での原因不明な多数の死傷者の発生
- ・不自然な場所での爆発災害
- ・動物等の不自然な大量死
- ・突然で不自然なスプレー散布や実験用機器等放置情報
- ・傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向



万が一、武力攻撃原子力災害が発生したときは...

島根県には、松江市に中国電力(株)島根原子力発電所が立地しており、万が一、武力攻撃原子力災害が発生した場合（発生する恐れがある場合）は、島根県地域防災計画（原子力災害編）に準じて適切に対処します。

【災害への対処の一例】

- ・迅速な原子炉の運転停止
- ・警察、海上保安部等との連絡体制の強化による警備の強化及び防災体制の充実
- ・モニタリング（４）体制の強化
- ・立入制限区域の指定
- ・緊急被ばく医療活動
- ・放射能に汚染された飲食物の摂取制限

（４）【モニタリング】

原子力発電所周辺で、放射線の強さや放射性物質濃度を測定し、住民への影響を推定・評価すること。

国民(みなさん)の協力について

国民の保護のために実施する住民の避難や救援などに関し、住民のみなさんに次のような協力をお願いする場合があります。



協力は国民のみなさんの自発的な意思にゆだねられるものであって、決して強制するものではありません。また、協力をお願いする場合は、安全が確保された場合に限定され、万が一この協力により国民が被害を受けた場合は、その損害は補償されます。

緊急の必要があり、やむを得ない場合には...

緊急の必要があり、やむを得ない場合には、次のようなことがらについても、協力をお願いする場合があります。

【協力をお願いすることの例】

避難住民の救援のための収容施設や臨時的医療施設を確保するため、土地や家屋等の使用をお願いすることがあります。

救援の実施に必要な医薬品や食料等の物資の保管や売渡しをお願いすることがあります。

この場合、正当な理由なく拒否した場合は、国民保護法に基づいて収用などの制限を行うことがありますが、これらの協力に関する手続は、国民保護法第5条に定める「基本的人権の尊重」に留意し、適切に行います。

これらの協力により損失が生じた場合は、その損失は補償されます。

基本的人権の尊重について

国民保護の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重しなければならないこととされています。やむを得ず、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、以下の事項を遵守します。

- ・制限は、必要最小限のものに限られること。
- ・公正かつ適正な手続の下に行われること。
- ・国民を差別的に取り扱ってはならないこと。
- ・思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵してはならないこと。

日頃からの備えについて

住民のみなさんには、地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品を常備していただくようお願いしていますが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならない場合においても、大いに役立つものと考えられます。家族全員で備えましょう。

標準的な対応用品

非常持ち出し品

携帯用飲料水
食品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)
運転免許証やパスポート
緊急用品
ヘルメット、防災ずきん
軍手(厚手の手袋)
懐中電灯
衣類(セーター、ジャンパー類)
下着
毛布
携帯ラジオ・予備電池
マッチ、ろうそく(水にぬれないようにビニールでくるむ)
使い捨てカイロ
ウエットティッシュ
筆記用具(ノート、えんぴつ)

小さな子どもがいる家庭は

ミルク
紙おむつ
ほ乳びん



さらに、新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立ちますので、備えておくといでしょう。

数日間を自足できるようにするための備蓄品(3日分が目安)

普段使っている物と同じ物を用意しておくとい便利です。

【1人当たり3日分の目安量】

飲料水	9リットル(3リットル×3日分)
ご飯(アルファ米*)	4~5食分
ビスケット	1~2箱
板チョコ	2~3枚
缶詰	2~3缶
下着	2~3組
衣類	スウェット上下、セーター、フリースなど



*アルファ米…一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる。



島根県防災部防災危機管理課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

《電話》0852-22-5885 《FAX》0852-22-5930

《電子メール》bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp

《ホームページ》http://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/kokumin_hogo/

《国民保護ポータルサイト(内閣官房)》<http://www.kokuminhogo.go.jp/>